

「受入団体等登録制度」とは

- 就農を目指す方々を受け入れる団体や農家を、あらかじめ長崎県が登録する制度です。
- 新しく農業を始めるためには、就農する地域の気候・風土を知り、溶け込むことが大切です。地域の農業を理解するために受入団体等を活用できます。
- 登録されている受入団体等は、新しく農業を始めるための研修「技術習得支援研修」の受入農家派遣研修先に選ばれています。

就農ワンストップ窓口

長崎県新規就農相談センター

農業の実践を学ぶ

技術習得支援研修（1年間）



①基礎技術研修（2ヶ月）

- ・農業の基礎的な知識や技術などを身につける

②受入農家派遣研修（10ヶ月）

- ・就農品目の実践的技術を現地でマンツーマンで学ぶ

連携

連携

連携

就農を支える関係機関

地域の相談窓口 → 地域就農支援センター（各地域の県振興局）

補助事業など支援制度の活用 → 市町の農業部署

農地の取得 → 市町の農業委員会・農地中間管理機構

受入団体等

271の

産地や農業法人等が登録
(2021.3末現在)



【受入団体等が行うこと】

- ・地域の農業や栽培技術を伝えます。
- ・農地やハウスの取得を手伝います。
- ・地域や住居の情報を提供します。
- ・就農コンシェルジュがアドバイスなど

※団体等により
内容は異なります。

